



平成30年4月 清風学園

桜の花が開き始めるとともに、新しい一年が始まりましたね。新しい環境、新しい友達にも囲まれて、期待がふくらむ一方で、やはり不安な気持ちになることもあるかもしれません。不安だと思うことにも、思い切って飛び込んでみてください。これから出会うたくさんの人や出来事は、みなさんを大きく成長させてくれるでしょう。ほけんだよりでも、みなさんが自分の身体をずっと守っていくための情報を伝えていきます。

健康診断の前日にできること

「明日は健康診断だけど、今更何もできることはないし…」
そうですね。あなたの体には、普段の食事や生活習慣がそのまま反映されます。健康は毎日の積み重ねです。
ただ、直前でもできることはあります。「視力検査」の前日は早めに寝て目を休めたり、「歯科健診」の前には念入りに歯をみがいて歯垢をとっておいたり。
これらの準備で、現在の健康状態をきちんとみてもらいましょう。そして、これからのために、日ごろから規則正しい生活を意識しましょう。



保健調査票の記入をお願いします

保健調査票は「学校医による健康診断時の診察」、あるいは「日常の学校生活や行事における健康管理」、そして「緊急時に対応するための資料」として活用させていただきます。お子さまの様子をできるだけ具体的に詳しくご記入ください。



★毎年、年度初めに見直しをお願いします。変更はないか、全体に目をお通しください

消えないように、必ずボールペンでご記入ください。

来る前にひとこと

必ず、授業担当の先生や、周りの人に一言伝えてから、保健室に来てください。突然いなくなると、先生やクラスメートが心配します。



ケガをしたら、これだけは

傷口に砂などの汚れがついている場合は水道で洗ってから、血がたくさん出ている場合はハンカチなどで傷口を押さえながら、保健室へ来てください。



あいさつを忘れずに

入退室時はノックやあいさつをしましょう。

〇年×組の△△です

ありがとうございました

失礼します



失礼しました

先生からのお願いです

保健室利用

マニュアル

使ったら元の位置へ

保健室から借りたものは、使い終わったらその日のうちに返却をお願いします。



勝手にさわらない

応急手当の道具や測定器具などを使いたいときは、先生に声をかけてください。使い方を間違えて壊れたりすると、たくさんの方が困ります。



継続的な処置はNG

休みの間のケガや、前にケガをしたところのガーゼの貼り替えなどは、お家でしてきてください。保健室で行うのは、応急手当だけです。



さわがない

大きな声を出したりさわいだりするのはやめてください。体調が悪くて休んでいる人がつらい思いをしないように、配慮をお願いします。



◆保護者の方へ

【登下校中の交通事故について】

万が一、交通事故にあってしまったら、事故の大小を問わず、必ず警察に届けるようにしてください。後々のトラブル防止のためにも、当事者間の話し合いで解決せず、警察に届けるようにしましょう。事故当時は、驚きや事を大きくしたくない気持ちが先行して、「大丈夫です」と答えて、相手はそのまま行ってしまった…。その時は痛みを感じなかったけど、後から痛みが出てきた…。などもよくあります。

また、後になるほど事故当時の記憶も薄れてきます。客観的な事故の証明という面でも、警察への届出を忘れずにしてください。

日本スポーツ振興センターでは、登下校中の交通事故の取扱いに関して下記のように定めています。

*加害者がわかっている場合

加害者が特定され、警察へ届け出ている場合は、加害者からの損害賠償を優先していただくこととなります。加害者が加入している自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)により、手続きを行って下さい。

*加害者が不明の場合

ひき逃げ等、加害者が特定されない場合であっても、政府の【自動車損害賠償保障事業】により救済が受けられます。警察署へ事故の届けた後、最寄りの自動車安全運転センターから「交通事故証明書」を発行してもらい、お近くの損害保険会社で手続きをお取りください。なお、損害賠償を受けた場合はその価額の限度において、給付を行いません。

※政府の保障事業が受けられない場合は「不払通知」が届きますので、その際は一度ご相談ください。

[参考：独立行政法人日本スポーツ振興センター法・同法施行令]

◆自転車を利用するみなさんへ

正しい交通マナーを守って楽しく！

- 信号無視をしない
- 夜間はライトを点灯
- 傘を差しながら走行しない 等



自転車は自動車と同じ車両扱いになります。自分や誰かを傷付けてしまう危険があるという自覚をもって利用しましょう。

学校生活の中でケガをしたら、 災害給付金を受け取れます

授業中・部活動中・休憩時間・放課後・登下校中・部活の対外試合などの学校生活の中でケガをして病院を受診された場合、日本スポーツ振興センターから災害給付金を受け取ることができます。対象になるケガをされたときは、担任、部活顧問、または養護教諭にお問い合わせください。



総医療費が5,000円(自己負担3割の場合、窓口支払いが1,500円)以上が対象です。

学校生活の中での災害によって受診すると、災害給付金の請求ができる保険(=災害共済給付制度)に原則として加入させていただいています。

養護教諭・健康担当者の執務必携誌「健」より